



HEIWA PAPER

証券コード：9929

第90期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都中央区銀座3丁目9番11号
紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ3階会議室

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

目次

第90期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(提供書面)	
事業報告	13
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告	36

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時まで

平和紙業株式会社

株 主 各 位

証券コード 9929

2023年6月8日

東京都中央区新川1丁目22番11号



平和紙業株式会社

HEIWA PAPER

代表取締役社長 清 家 義 雄

第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を2ページに記載のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト

<https://www.heiwapaper.co.jp/ir/meeting.html>



(上記ウェブサイトアクセスいただき「第90期定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。)

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスしていただき「銘柄名(会社名)」に「平和紙業」又は「コード」に当社証券コード「9929」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所東京都中央区銀座3丁目9番11号 紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)**目的事項**

- 報告事項**
1. 第90期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第90期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
-
- 第2号議案 取締役7名選任の件
-
- 第3号議案 監査役2名選任の件

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

<ご案内>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページに記載しておりますインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について1ページに記載しております各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款18条に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、ご検討いただきますようお願い申し上げます。● 株主総会に出席する運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。 |
|---|

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績並びに当社グループを取巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

第90期の期末配当につきましては、2021年3月期の第2四半期末が無配であったこと、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり増配いたしたいと存じます。

なお、すでに第2四半期末配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき11円となり、前期と比べ1株につき1円の増配となります。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類 ……金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - (1) ……当社普通株式 1株につき配当金6円（前期末に比べ1円増配）
 - (2) ……配当総額 56,757,132円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日 ……2023年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役会において迅速な意思決定が行えるよう3名減員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現役職	取締役会 出席回数		
1	清 家 義 雄	代表取締役社長	再任	13/14	
2	坂 野 一 俊	取締役	再任	13/14	
3	矢 野 恵 一	取締役	再任	14/14	
4	横 山 秀 雄	取締役	再任	14/14	
5	小 宮 崇	執行役員	新任	—	
6	小 島 正 之	執行役員	新任	—	
7	柴 田 貢	取締役	再任	社外 独立	12/14

専門性を発揮できる能力および経験						
企業経営 事業戦略	営業 販売 マーケティング	購買 物流	法務 コンプライアンス リスク管理	人事 労務	財務 会計	ESG
●	●	●	●	●	●	●
	●	●		●		●
	●	●		●		●
●	●	●		●		●
●	●	●				●
	●					●
●		●	●			

※各候補者の経験などを踏まえて、特に専門性が発揮できる分野を記載しております。

※各候補者が有するすべての経験・知見・能力を表すものではありません。

1

せいけ よしお
清家 義雄

(1963年11月8日生)

再任

所有する当社の株式 70,081株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1993年10月 当社入社
 2002年4月 東京本店城北営業部長
 2004年4月 執行役員営業統括本部業務統括部長
 2005年6月 取締役業務本部長
 2011年4月 取締役名古屋支店長
 2013年4月 取締役営業統括本部副本部長兼東京本店長
 2013年6月 常務取締役営業統括本部副本部長兼東京本店長
 2014年4月 専務取締役営業統括本部長
 2015年6月 代表取締役社長営業統括本部長
 2020年6月 代表取締役社長（現任）

[重要な兼職の状況]

平和紙業（香港）有限公司 取締役

取締役候補者とした理由

清家義雄氏は、2015年6月より代表取締役社長を務めており、企業経営及び事業戦略全般に亘る知識・経験を有しております。取締役会議長として経営の統率を適切に果たしており、今後も経営全般を牽引する立場で、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、同氏の強いリーダーシップと行動力は欠くことができず、取締役候補者としています。

2

ばんの かずとし
坂野 一俊

(1960年12月17日生)

再任

所有する当社の株式 8,200株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
 2004年4月 名古屋支店営業部長
 2010年4月 東京本店営業1部長
 2013年4月 名古屋支店営業2部長
 2016年4月 執行役員名古屋支店長
 2017年6月 取締役名古屋支店長
 2018年4月 取締役名古屋支店長兼販売推進部長
 2023年4月 取締役名古屋支店長（現任）

[重要な兼職の状況]

平和興産株式会社 取締役
株式会社辻和 取締役**取締役候補者とした理由**

坂野一俊氏は、2017年6月より取締役名古屋支店長として支店の発展に尽力しております。豊富な営業経験と支店経営の経験から、特に営業・販売・マーケティングの分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

3

やの けいいち
矢野 惠一

(1960年8月5日生)

再任

所有する当社の株式 7,600株

取締役候補者とした理由

矢野惠一氏は、2020年6月より取締役大阪本店長として本店の発展に尽力しております。豊富な企画提案の経験と本店経営の経験から、特に営業・販売・マーケティングの分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
 2011年4月 大阪本店販売推進部長
 2020年4月 執行役員大阪本店長
 2020年6月 取締役大阪本店長（現任）
 [重要な兼職の状況]
 平和興産株式会社 取締役

4

よこやま ひでお
横山 秀雄

(1970年1月16日生)

再任

所有する当社の株式 5,500株

取締役候補者とした理由

横山秀雄氏は、2020年6月より取締役東京本店長として本店の発展に尽力し、2023年4月より営業本部長として営業部門を統括しております。豊富な営業経験と本店経営の経験から、特に営業・販売の分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年4月 当社入社
 2013年4月 東京本店営業1部長
 2018年4月 執行役員東京本店長
 2020年6月 取締役東京本店長
 2023年4月 取締役営業本部長兼東京本店長（現任）

5

こみや
小宮 崇

(1972年5月4日生)

新任

所有する当社の株式 4,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1997年4月 当社入社
 2014年4月 営業統括本部全社業務部長
 2020年6月 執行役員業務本部長
 2023年4月 執行役員販売推進本部長兼業務本部長（現任）

取締役候補者とした理由

小宮崇氏は、2020年6月より執行役員業務本部長として全支店の仕入部門を統括しております。豊富な仕入業務経験から、特に購買、商品開発および物流管理の分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

6

こじま まさゆき
小島 正之

(1978年12月31日生)

新任

所有する当社の株式 89,859株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2001年4月 当社入社
 2014年4月 東京本店営業3部長
 2015年4月 管理統括本部財務部長
 2018年4月 東京本店営業2部長
 2020年6月 執行役員営業企画本部長
 2023年4月 執行役員東京本店副本店長（現任）

取締役候補者とした理由

小島正之氏は、2020年6月より執行役員営業企画本部長、2023年4月より執行役員東京本店副本店長として営業部門を統括しております。豊富な営業企画の経験から、特に営業、販売の分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としています。

(1952年6月28日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式 7,500株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1976年12月 柴田園芸刃物株式会社入社
 2004年6月 柴田園芸刃物株式会社代表取締役社長（現任）
 2012年8月 みのる産業株式会社代表取締役社長
 有限会社都市園芸研究所代表取締役
 2015年6月 当社社外取締役（現任）
 2017年11月 有限会社都市園芸研究所監査役（現任）
 [重要な兼職の状況]
 柴田園芸刃物株式会社 代表取締役社長
 有限会社都市園芸研究所 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柴田貢氏は、柴田園芸刃物株式会社の経営に長年に亘って携われ、その豊富な経験と幅広い見識により、中立、公正、客観的な立場から当社の経営へのアドバイスや他業界での動静に関する情報提供、業務執行の監督等に十分その職務を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としています。また、同氏が選任された場合は、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただき、取締役会における経営陣幹部・取締役の指名・報酬の審議に当たっては、適切な関与と助言をいただく予定です。

- (注) 1. 柴田貢氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 柴田貢氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 3. 当社は、柴田貢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び子会社取締役、監査役を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち土井重和氏、富田一夫氏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1

ど い しげかず
土井 重和

(1959年11月16日生)

再任

所有する当社の株式 3,600株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
2009年4月 事業統括本部経営企画室情報システム部長
2010年6月 管理統括本部情報システム部長
2019年6月 監査役（現任）

監査役候補者とした理由

土井重和氏は、1983年の当社入社以来、情報システム部に在籍し、2009年以降は、情報システム部長として当社のシステム開発に長く携わり、2019年より常勤監査役として監査業務に従事しております。組織体制や業務領域を正しく把握していることから、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者としています。

2

はら
原ひろゆき
浩之

(1962年12月28日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式

-

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1988年 9月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社
 1993年 8月 公認会計士・税理士古本正事務所（現デロイトトーマツ税理士法人）入社
 2005年 6月 税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）パートナー
 2020年10月 原浩之公認会計士・税理士事務所代表（現任）
 [重要な兼職の状況]
 原浩之公認会計士・税理士事務所 代表

社外監査役候補者とした理由

原浩之氏は、公認会計士、税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役候補者としています。なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 原浩之氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び子会社取締役、監査役を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限が緩和され、経済活動や個人消費は緩やかに持ち直しました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化やそれに伴う原燃料価格の高騰、円安の長期化による物価の上昇、海外経済の減速等が、個人消費や経済回復に影響を与えています。

紙パルプ業界におきましては、コロナ禍において堅調に推移していた包装用紙や衛生用紙の需要が2023年に入り堅調さにかげりが見え始め、印刷・情報用紙の構造的な需要減少や原燃料高騰に伴う製紙メーカーの価格改定による需要の冷え込みも続いていることから、紙・板紙合計での国内出荷量は、前年実績を下回りました。

このような中で当社グループは、観光やイベント需要の緩やかな回復を見込み、主力商品である高付加価値特殊紙の販売強化、需要伸長が見込める高級パッケージや機能紙分野への注力、新規の顧客及び新規需要の獲得推進等の施策を実施し、収益性の向上に努めました。円安や原燃料の高騰による紙・板紙の価格改定においては、お客様への情報提供をはじめとする丁寧な対応を行い、販売数量への影響縮減を図りました。また、紙・板紙の需要減少局面での事業再構築に伴う製紙メーカー抄造設備の停機等が進行し、それに起因する当社商品の改廃やリニューアルにおいては、これを好機として高付加価値商品への転換と安定供給の継続を図るとともに、社会ニーズの高い脱炭素、SDGsに対応した新商材の開発を進行いたしました。東アジア地区での海外販売は、中国における感染拡大の影響を大きく受けて減速しましたが、足元では人流回復に伴い緩やかな回復基調にあります。

このような基盤商材販売活動の強化や商品リニューアルへの投資、SNS等を活用した新たな顧客層への販売促進と情報の受発信力の拡大、価格改定による販売単価の上昇も相まって、和洋紙卸売業の売上高は前期実績を上回り、当連結会計年度の業績は、売上高160億68百万円（前期比2.9%増）、経常利益1億92百万円（前期比43.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億74百万円（前期比902.6%増）となりました。

なお、第1四半期連結会計期間に、名古屋地区にて保有している固定資産を同地で建築される建物の一部（オフィス及び賃貸用住宅）に買い換えることを条件として譲渡し、特別利益11億33百万円を計上しております。

<セグメント別の経営成績>

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

事業区分	売上高		営業利益	
	金額	前期比	金額	前期比
	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
和洋紙卸売業	16,682	2.8	124	△ 7.9
不動産賃貸業	18	△ 45.8	14	△ 46.6
計	16,701	2.7	139	△ 14.5
調整額	△ 632	—	△ 0	—
合計	16,068	2.9	138	△ 14.4

(注) 調整額は、内部取引に関わる調整額です。

(和洋紙卸売業)

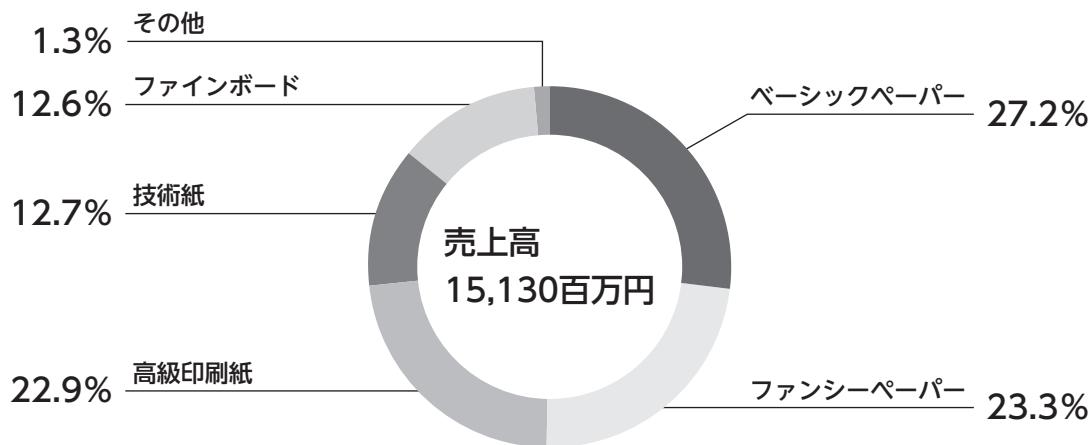
和洋紙卸売業は、情報伝達媒体のデジタルシフトによる印刷・情報用紙の需要縮小や、価格改定による販売量減少等の影響はあるものの、イベント事業や観光等の経済活動の回復や個人消費を中心とした国内需要の回復傾向が続いたことから、当社の主力商品である高付加価値特殊紙の販売が堅調に推移し、価格改定による販売単価の上昇もあり、売上高は166億82百万円（前期比2.8%増）となりました。営業利益は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施しておりました出勤日数の削減等による休業手当の営業外費用への計上額が減少したため、1億24百万円（前期比7.9%減）となりました。

(不動産賃貸業)

不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介で構成される不動産賃貸業は、2021年9月9日に「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、名古屋地区にて保有している固定資産を譲渡したことにより不動産賃貸収入が減少し、売上高は18百万円（前期比45.8%減）、営業利益は14百万円（前期比46.6%減）となりました。

(参考)

当社単体の和洋紙卸売業の品目別売上構成比



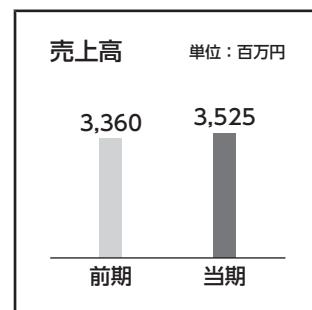
単位：百万円

品目別	前事業年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		当事業年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		増減率 (%)
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
ファンシーペーパー	3,360	22.9	3,525	23.3	4.9
ファインボード	1,716	11.7	1,899	12.6	10.6
高級印刷紙	3,203	21.8	3,462	22.9	8.1
ベーシックペーパー	4,299	29.3	4,116	27.2	△4.3
技術紙	1,912	13.0	1,920	12.7	0.4
その他	195	1.3	207	1.3	6.2
合計	14,688	100.0	15,130	100.0	3.0



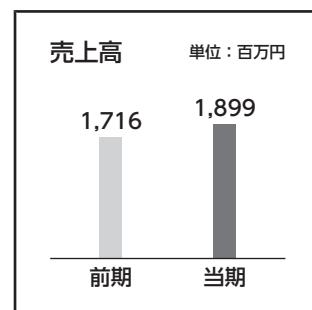
ファンシーペーパー

多様な色、表面性、風合いを持つ高付加価値特殊紙のファンシーペーパーは、需要におけるコロナ禍の影響が徐々に減少し、リモートやSNS、再開した展示会等での販売促進活動の効果も伴い、出版、商業印刷物用途が緩やかに回復し、売上高は35億25百万円、前期比4.9%の増加となりました。



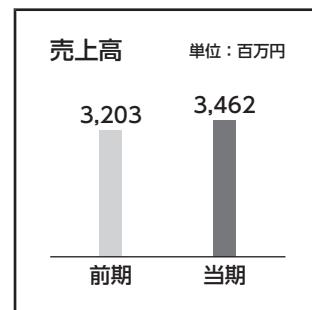
ファインボード

ファンシーペーパーの厚物（板紙）であるファインボードは、各種観光イベント需要の再開に伴い、化粧品・食品等の高級パッケージ向けの販売が緩やかに回復し、売上高は18億99百万円、前期比10.6%の増加となりました。



高級印刷紙

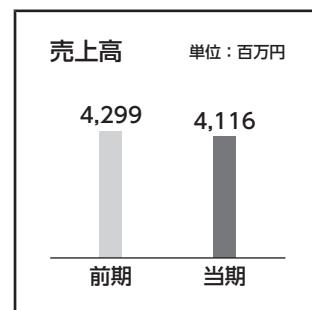
独自の風合いを持ち、通常の印刷用紙より高価格帯の高級印刷紙は、商業印刷物等の販売が緩やかに回復し、出版物や紙製品用途も増加したことで、売上高は34億62百万円、前期比8.1%の増加となりました。





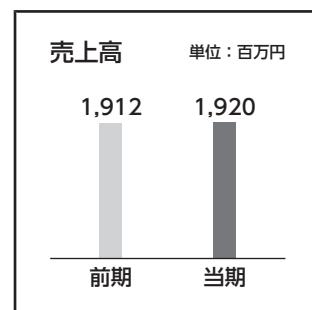
ベーシックペーパー

上質紙、塗工紙、色上質紙等の印刷用紙、包装用紙、パッケージ向け板紙等で構成されるベーシックペーパーは、一般パッケージ用途や東アジア向けの輸出は堅調に推移しましたが、価格改定の影響が大きく、商業印刷物、出版、紙製品用途の販売が減少し、売上高は41億16百万円、前期比4.3%の減少となりました。



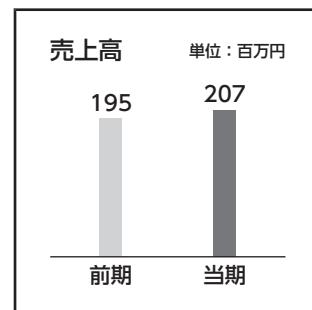
技術紙

通常の紙にはない特殊機能が付与されている技術紙は、各種工業品製造用工程紙や耐水撥水性機能紙の販売が減少しましたが、偽造防止用途や合成紙の販売が堅調に推移し、売上高は19億20百万円、前期比0.4%の増加となりました。



その他

家庭紙、紙加工品、製紙関連資材等で構成される当区分では、製紙関連資材、紙加工品の販売は減少しましたが、観光需要の回復に伴い家庭紙の販売が伸長し、売上高は2億7百万円、前期比6.2%の増加となりました。



- ② 設備投資の状況
19ページに記載しております(4) 対処すべき課題の
②不動産賃貸業をご参照ください。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 87 期 (2020年3月期)	第 88 期 (2021年3月期)	第 89 期 (2022年3月期)	第 90 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	18,387	14,611	15,619	16,068
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	249	△19	133	192
親会社株主に帰属する当期純 利益又は親会社株主に帰属す る当期純損失 (△) (百万円)	154	△34	87	874
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	16円03銭	△3円60銭	9円04銭	91円37銭
総 資 産 (百万円)	16,442	15,919	15,766	17,565
純 資 産 (百万円)	8,593	8,715	8,530	9,409
1株当たり純資産 (円)	891円15銭	903円87銭	884円67銭	994円73銭

② 当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 87 期 (2020年3月期)	第 88 期 (2021年3月期)	第 89 期 (2022年3月期)	第 90 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	17,396	13,927	14,722	15,149
経 常 利 益 (百万円)	264	50	163	234
当 期 純 利 益 (百万円)	171	30	119	917
1株当たり当期純利益 (円)	17円77銭	3円13銭	12円36銭	95円87銭
総 資 産 (百万円)	15,695	15,305	15,079	16,673
純 資 産 (百万円)	8,170	8,350	8,148	9,025
1株当たり純資産 (円)	847円37銭	865円98銭	845円04銭	954円14銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
平和興産株式会社	60百万円	100%	物流・保管・紙加工業
株式会社辻和	10百万円	100	和洋紙卸売業
平和紙業(香港)有限公司	10百万HK\$	100	和洋紙卸売業

(注) 平和興産株式会社は、2023年3月8日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されることにより、全国における大型イベント事業の再開や観光関連事業の活況、増加するインバウンド需要による国内需要の持ち直しが見込まれる一方、ウクライナ情勢の長期化や原燃料価格の高騰等による物価上昇、個人消費の減速、海外経済の下振れ等、経済活動への懸念は今後も続いていくものと思われます。

このような中で当社グループは、2023年度経営方針に「すべての関係者により高い価値を届ける」を掲げ、すべてのステークホルダーの満足度向上と事業の競争力を上げることをターゲットとし、持続的な成長と収益性の向上に取り組んでまいります。

セグメント別の対処すべき課題は、次のとおりです。

① 和洋紙卸売業

経済活動の正常化に伴い、個人消費を中心とした需要回復やインバウンド需要の増加が見込まれる一方で、印刷・情報用紙の構造的な需要減少は今後も続くことから、紙・板紙全体の需要は概ね横這いで推移するものと思われます。その為、従来の需要分野に固執せず、伸長の見込める分野やエリアへの販売シフトを効果的に行い販売の伸長を図ります。当社の主力商品である高付加価値特殊紙においては、その用途の中で今後も需要拡大が見込める高級パッケージ用途、各種包材や機能紙分野の販売強化や脱炭素、SDGs等の社会課題に対応し、付加価値を向上した新商材の開発を行い、SNSや展示会開催等を活用し新たな顧客層への販売促進と情報の発信や収集、分析を推進し、取引先やお客様との連携を強化しながら事業の成長を図ってまいります。

② 不動産賃貸業

名古屋地区にて保有している固定資産を譲渡したことにより不動産賃貸収入が減少しましたが、譲渡先がその固定資産及び隣接地を敷地として新築する建物の一部をオフィス及び賃貸用住宅として取得する予定となっており、将来的な不動産収入の増加を見込んでおります。また大阪地区、名古屋地区で保有する固定資産の有効活用の検討を強化、収益性の向上を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

①和洋紙卸売業

当社は、和洋紙卸売業を主たる業務としており、国内に本支店・事業所を7ヵ所と子会社2社、また、海外ではアジアに子会社1社を設けて、次のような商品の販売等をしております。

商品区分	内容	代表商品名
ファンシーペーパー	多様な色や型柄、風合いを持つ高級特殊紙	タント、レザックシリーズ、里紙、ニューラグリンS、OKミューズコットン、五感紙、新パフン紙N、エコラシャ、トーンF、しこくてんれい、まんだら、アルブライト
ファインボード	多様な意匠性を持つ高級な板紙	OKACカード、フリッター、ケンラン、ディープマット、ファンタス、パルルック、メタドレスV、ウーペシリーズ
高級印刷紙	多様な表面性、テクスチャーを持つ高グレードな印刷用紙	ミセスB-F、Mr. B、エアラス、クランクセントF、新奉書風、マシュマロCOC、グラフィーシリーズ、A-プラン、ガルバスCOC、エスプリシリーズ、ジェントルシリーズ、北雪COC、PHOシリーズ
ベーシックペーパー	上質紙、コート紙、色上質紙等の一般印刷用紙、包装用紙、各種板紙等	紀州色上質、日本の色上質、エスプリシリーズ、Nインベリアルマット-F、グラディアCOC、琥珀シリーズ
技術紙	特殊機能が付与されている紙、機能紙	合成紙、耐洗紙、耐水耐油紙、偽造防止用紙、工業用工程紙、キャリアテープ用紙、各種加工原紙

②不動産賃貸業

当社は、不動産賃貸業を主要な事業の一つとして位置づけ、不動産賃貸収入が安定的な収益源であるとの認識のもと、不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
東 京 本 店	東 京 都 中 央 区
大 阪 本 店	大 阪 市 中 央 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
福 岡 支 店	福 岡 市 博 多 区
仙 台 支 店	仙 台 市 若 林 区

② 子会社

名 称	所 在 地
平和興産株式会社	本社 (東大阪市)、名古屋事業所 (小牧市)
株式会社辻和	本社 (名古屋市)、東京営業所 (東京都中央区)
平和紙業 (香港) 有限公司	香港

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セ グ メ ン ト	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
和 洋 紙 卸 売 業	186名	3名増
不 動 産 賃 貸 業	0	—
全 社 (共 通)	18	1名増
合 計	204	4名増

- (注) 1. 使用人数には当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
146名	3名増	45.2歳	20.0年

- (注) 使用人数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	650百万円
株式会社三菱UFJ銀行	300百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,908,000株
- ② 発行済株式の総数 10,116,917株
- ③ 株主数 1,749名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
特種東海製紙株式会社	814,100株	8.61%
王子エフテックス株式会社	745,000株	7.88%
平和紙業取引先持株会	532,600株	5.63%
日本製紙株式会社	313,500株	3.31%
北越コーポレーション株式会社	306,000株	3.23%
富士共和製紙株式会社	282,900株	2.99%
小島勝正	269,943株	2.85%
東京製紙株式会社	253,350株	2.68%
清家豊雄	221,872株	2.35%
春日製紙工業株式会社	202,750株	2.14%

- (注) 1. 当社は、自己株式を657,395株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	小 島 勝 正	平和興産株式会社取締役 株式会社辻和取締役
代表取締役社長	清 家 義 雄	平和紙業（香港）有限公司取締役
常 務 取 締 役	高 木 修	管理統括本部長 平和興産株式会社監査役 株式会社辻和監査役 平和紙業（香港）有限公司取締役
常 務 取 締 役	藤 井 信	福岡支店長
取 締 役	高 玉 浩	仙台支店長兼営業部長
取 締 役	坂 野 一 俊	名古屋支店長兼販売推進部長 平和興産株式会社取締役 株式会社辻和取締役
取 締 役	矢 野 恵 一	大阪本店長 平和興産株式会社取締役
取 締 役	横 山 秀 雄	東京本店長
非 常 勤 取 締 役	小 島 清 雄	
取 締 役	柴 田 貢	柴田園芸刃物株式会社代表取締役社長 有限会社都市園芸研究所監査役
常 勤 監 査 役	土 井 重 和	
監 査 役	富 田 一 夫	株式会社M I K I 建築設計事務所 代表取締役管理建築士
監 査 役	松 岡 幸 秀	松岡公認会計士事務所代表 学校法人明星学園非常勤監事 公益社団法人日本将棋連盟非常勤監事 株式会社日本アメニティライフ協会常勤監査役

- (注) 1. 取締役 柴田貢氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 富田一夫氏、松岡幸秀氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役 柴田貢氏、監査役 松岡幸秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役 土井重和氏は、以下のとおり、組織体制や業務領域を正しく把握しております。
 ・常勤監査役 土井重和氏は、1983年の当社入社以来、情報システム部に在籍しており、2009年以降は、情報システム部長として当社のシステム開発に長く携わってまいりました。
 5. 監査役 松岡幸秀氏は、公認会計士の資格を有しております。

6. 2023年4月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
高玉 浩	取締役 仙台支店長	取締役 仙台支店長兼営業部長
坂野 一俊	取締役 名古屋支店長	取締役 名古屋支店長兼販売推進部長
横山 秀雄	取締役 営業本部長兼東京本店長	取締役 東京本店長

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害が填補されることとなります。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本報酬に関する方針

取締役の報酬の算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、定時株主総会後に開催する取締役会の審議により決定しております。その算定方法は、取締役各人の役位、在任期間、経営者としての職務内容、責任、貢献度等と従業員給与とのバランスを総合的に勘案した報酬とし、固定報酬である基本報酬のみで構成しております。

ロ. 監査役の報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬においては、監査役全員の協議により、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、定時株主総会後に開催する監査役会で決定しております。監査役は、監査をそれぞれ適切に行うため、独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成しております。

ハ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10名 (1名)	130百万円 (3百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (2名)	13百万円 (3百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	13名 (3名)	143百万円 (7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第73期定時株主総会において年額2億40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第73期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

二. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

- ・該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 柴田貢氏は、柴田園芸刃物株式会社代表取締役社長及び有限会社都市園芸研究所監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 富田一夫氏は、株式会社M I K I建築設計事務所代表取締役管理建築士をしており、当社は同社に社屋、物流倉庫等の建築設計を依頼することがあります。
- ・監査役 松岡幸秀氏は、松岡公認会計士事務所代表、学校法人明星学園非常勤監事、公益社団法人日本将棋連盟非常勤監事及び株式会社日本アメニティライフ協会常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

- . 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柴田 貢	12回	85.7%	—	—
監査役 富田 一夫	13回	92.9%	6回	100%
監査役 松岡 幸秀	13回	92.9%	6回	100%

- ・ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
 取締役 柴田貢氏は、中立、公正、客観的な立場から当社の経営へのアドバイスや他業界での動静に関する情報提供、業務執行の監督等の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、取締役会における経営陣幹部・取締役の指名・報酬の審議に当たっては、適切な関与と助言をしております。
- ・ 取締役会における発言状況
 取締役 柴田貢氏、監査役 富田一夫氏、松岡幸秀氏は、当事業年度に開催されたほとんどの取締役会に出席し、審議に関して必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 監査役会における発言状況
 監査役 富田一夫氏、松岡幸秀氏は、当事業年度に開催された全ての監査役会に出席し、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 双葉監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち平和紙業（香港）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「服務規律」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、管理統括本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に取締役及び使用人に対する教育等を行います。内部監査室は、管理統括本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は必要に応じ、取締役会及び監査役会に報告されるものとします。法令上疑義のある行為等について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、管理統括本部総務人事部内に通報・相談窓口を設置・運営します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の記録として、各種議事録、稟議書、契約書等を法令及び「文書取扱規程」に従い適切に保存・管理し、監査役会又は監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する体制となっています。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理については、「リスク管理規程」を制定し、その対応を明確にしています。
- ② 管理統括本部をリスク管理統括部署と位置づけ、各部門担当取締役の業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援提言を行います。
- ③ 内部監査室は代表取締役の指示により、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会に報告します。

(4) 当社及び当社子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下に記載の経営管理システムを用いて、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保しています。

- ① 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に検討するため、主要な取締役で経営会議を組織し審議しています。

- ② 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社及び子会社全体の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行っています。
 - ③ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施しています。
 - ④ 会計監査人の代表取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査役会が事前に報告を受領し、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要します。
- (5) **当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
毎月の取締役会後の役員報告会において、子会社の代表取締役より取締役等の職務執行について報告を受ける体制となっています。
- (6) **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 監査役会並びに内部監査室による調査・監査は、子会社についても実施対象としています。
 - ② 当社グループにおける法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報処理制度を実施しています。
- (7) **監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
現在監査役の補助使用人は配置していませんが、今後必要となったときには、代表取締役の指揮命令には服さない専属の使用人を配置します。
- (8) **監査役 of 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
前項の補助使用人を配置する場合における人事、その使用人の考課・報酬等については、監査役会の同意を得た上で取締役会で決定します。
- (9) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
取締役及び使用人は監査役へ、法定の事項に加えて以下の事項を遅滞なく報告する体制となっています。
- ① 経営会議に付議・報告された案件のうち特に重要な事項
 - ② 内部監査室が実施した監査の結果
 - ③ 内部通報制度による通報の状況

(10) **子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**

当社監査役が年1回直接子会社へ赴き、必要な報告を受けています。また、「公益通報の取扱いに関する規程」において、管理統括本部総務人事部が通報の事実を当社監査役に通知するよう定められています。

(11) **前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

「公益通報の取扱いに関する規程」において、通報者等の保護が保障されています。

(12) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

出張等における費用は「旅費規程」において、その他の費用又は債務は「稟議規程」に定められている範囲内で申請・精算処理をしています。

(13) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会が指名する監査役が、内部監査室に対して職務の補助を要請したときは、原則として代表取締役はこれに応諾するとともに、必要な協力を行う体制となっています。

(14) **法令遵守体制**

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、次の施策を行います。

- ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度の当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会及び役員報告会

14回開催し、社外取締役及び社外監査役を加えて議論・審議を行いました。

経営会議

12回開催し、主要な取締役により会社に影響を及ぼす重要事項について多面的に検討しました。

監査役会

6回開催し、監査に関する重要な報告を受けて議論・審議を行いました。

(2) 監査役監査及び内部監査の実施状況

監査役及び内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社の全ての部署及び国内子会社2社の内部統制システム全般の整備・運用状況を検証しました。

(3) 事業継続計画（BCP）の実施状況

当社は、BCPマニュアル策定委員会を発足し事業継続計画（BCP）マニュアルの策定及び改定、また、防災シミュレーションを実施しております。

当連結会計年度においては、時差出勤、在宅勤務をはじめとした新型コロナウイルス感染症の各種感染対策を継続して実施し、感染拡大予防に努めました。また、災害発生時への備えとして、非常用備品の点検と補充を行いました。

(4) 内部通報処理制度の状況

社員からの通報・相談を受け付けている内部通報処理制度により、内部通報者を保護し、不正や法令違反を防止しています。

なお、当連結会計年度における内部通報はございませんでした。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,477,775	流 動 負 債	7,542,594
現金及び預金	3,072,938	支払手形及び買掛金	4,623,140
受取手形及び売掛金	3,831,468	短期借入金	2,371,471
電子記録債権	1,491,553	リース債務	19,702
商 品	3,962,048	未払法人税等	134,453
貯 蔵 品	49,557	賞与引当金	136,100
そ の 他	88,562	そ の 他	257,725
貸倒引当金	△18,351	固 定 負 債	612,870
固 定 資 産	5,087,417	リース債務	21,725
有 形 固 定 資 産	1,953,389	繰延税金負債	234,169
建物及び構築物	279,568	退職給付に係る負債	255,220
機械装置及び運搬具	76,361	資産除去債務	70,451
土地	267,682	そ の 他	31,303
リース資産	77,438	負 債 合 計	8,155,465
建設仮勘定	1,200,000	純 資 産 の 部	
そ の 他	52,338	株 主 資 本	8,750,391
無 形 固 定 資 産	40,044	資 本 金	2,107,843
ソフトウェア	27,572	資 本 剰 余 金	2,331,387
そ の 他	12,472	利 益 剰 余 金	4,605,132
投 資 其 他 の 資 産	3,093,983	自 己 株 式	△293,972
投資有価証券	2,438,886	その他の包括利益累計額	659,336
繰延税金資産	20,712	その他有価証券評価差額金	555,612
長期預金	300,000	為替換算調整勘定	103,723
そ の 他	336,343	純 資 産 合 計	9,409,728
貸倒引当金	△1,959	負 債 純 資 産 合 計	17,565,193
資 産 合 計	17,565,193		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		16,068,886
売上原価		12,834,750
売上総利益		3,234,135
販売費及び一般管理費		3,095,801
営業利益		138,334
営業外収益		
受取利息	4,703	
受取配当金	73,410	
助成金収入	17,724	
雑収入	10,581	
営業外費用		106,418
支払利息	14,290	
売上割引	3,580	
為替差損	1,567	
休業手当	32,055	
雑損	1,150	
経常利益		52,643
特別利益		192,110
固定資産売却益	1,133,083	1,133,083
特別損失		
固定資産除売却損	2,097	
投資有価証券評価損	43,211	45,309
税金等調整前当期純利益		1,279,884
法人税、住民税及び事業税	154,311	
法人税等調整額	250,768	405,079
当期純利益		874,804
親会社株主に帰属する当期純利益		874,804

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,378,012	流 動 負 債	7,093,841
現金及び預金	2,913,633	支払手形	277,821
受取手形	721,754	買掛金	4,299,622
電子記録債権	1,474,489	短期借入金	2,000,000
売掛金	2,949,551	リース債	12,223
商貯蔵品	3,202,102	未払費用	171,318
前払費用	37,695	未払法人税等	22,053
その他の資産	2,188	賞与引当金	130,333
	56,013	その他の負債	16,148
	20,584	固定負債	126,669
固 定 資 産	5,295,411	固 定 負 債	553,814
有 形 固 定 資 産	1,902,887	リース債	8,098
建物	255,920	繰延税金負債	233,282
構築物	5,104	退職給付引当金	210,678
機械及び装置	70,786	資産除去債	70,451
車両運搬具	449	その他の負債	31,303
工具、器具及び備品	46,516	負 債 合 計	7,647,656
土地	267,682	純 資 産 の 部	
リース資産	56,429	株 主 資 本	8,470,155
建設仮勘定	1,200,000	資本金	2,107,843
無 形 固 定 資 産	38,072	資本剰余金	2,331,387
ソフトウェア	27,128	資本準備金	1,963,647
電話加入権	8,524	その他資本剰余金	367,740
その他の資産	2,420	利 益 剰 余 金	4,324,896
投 資 そ の 他 の 資 産	3,354,451	利益準備金	271,955
投資有価証券	2,438,886	その他利益剰余金	4,052,940
関係会社株	284,202	固定資産圧縮積立金	8,334
出資金	450	固定資産圧縮特別勘定積立金	628,798
長期前払費用	4,471	別途積立金	2,000,000
差入保証金	213,392	繰越利益剰余金	1,415,808
長期預金	300,000	自 己 株 式	△293,972
その他の負債	114,197	評価・換算差額等	555,612
貸倒引当金	△1,150	その他有価証券評価差額金	555,612
資 産 合 計	16,673,424	純 資 産 合 計	9,025,768
		負 債 純 資 産 合 計	16,673,424

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		15,149,558
売上原価		12,259,260
売上総利益		2,890,297
販売費及び一般管理費		2,710,656
営業利益		179,640
営業外収益		
受取利息	4,701	
受取配当金	76,406	
為替差益	949	
助成金収入	12,213	
雑収入	2,433	96,703
営業外費用		
支払利息	4,647	
売上割引	3,580	
休業手当	32,055	
雑損失	1,150	41,432
経常利益		234,911
特別利益		
固定資産売却益	1,133,083	1,133,083
特別損失		
固定資産除売却損	1,921	
投資有価証券評価損	43,211	45,133
税引前当期純利益		1,322,861
法人税、住民税及び事業税	148,600	
法人税等調整額	256,335	404,935
当期純利益		917,926

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

平和紙業株式会社
取締役会 御中双葉監査法人
東京都新宿区代表社員 公認会計士 菅 野 豊
業務執行社員代表社員 公認会計士 冨 樫 郁 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平和紙業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和紙業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

平和紙業株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 菅 野 豊
業務執行社員
代表社員 公認会計士 富 樫 郁 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平和紙業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び双葉監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

平和紙業株式会社 監査役会

常勤監査役 土井重和 ㊞

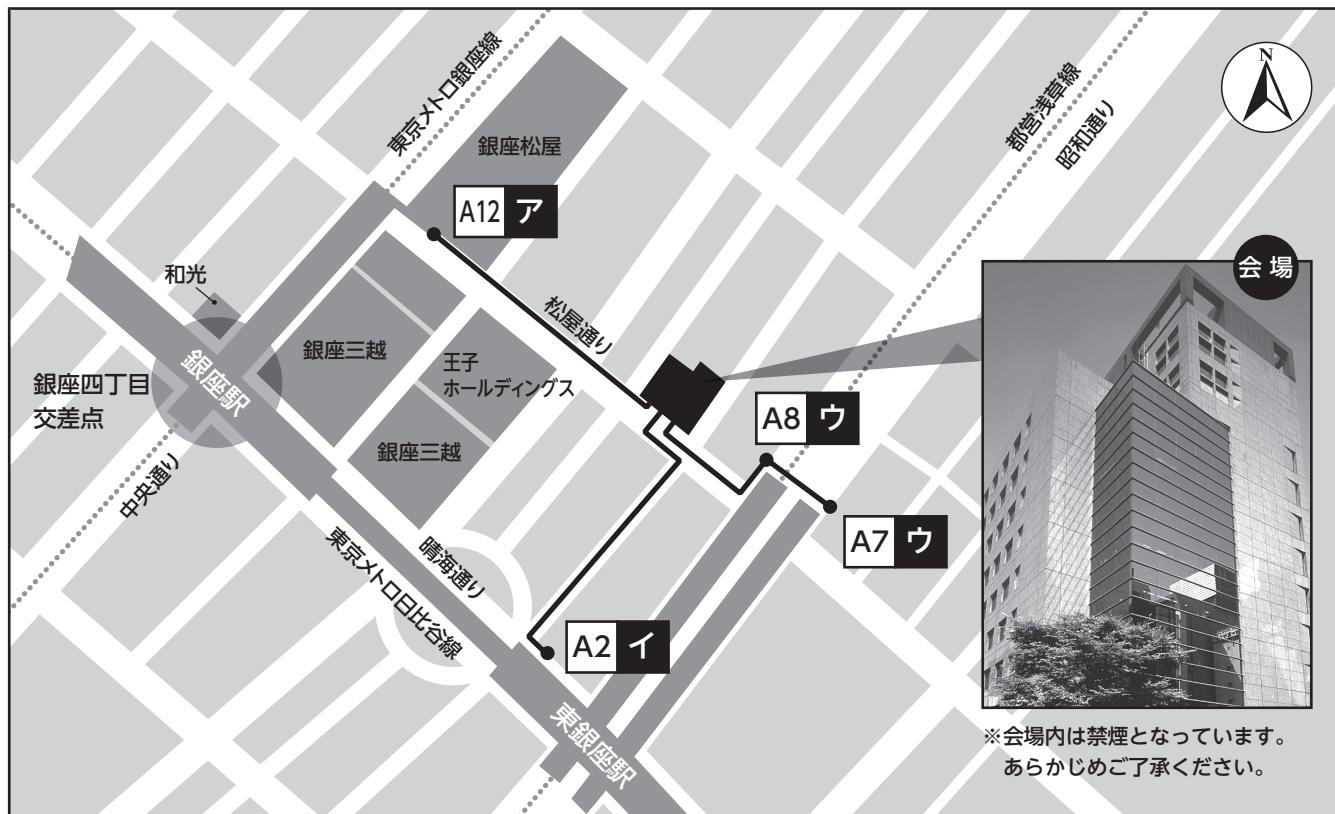
監査役 富田一夫 ㊞

監査役 松岡幸秀 ㊞

(注) 監査役富田一夫及び監査役松岡幸秀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



※会場内は禁煙となっています。
あらかじめご了承ください。

開催日時：2023年6月29日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

会場

紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ

【3階会議室】

東京都中央区銀座3丁目9番11号
電話 (03) 3543 - 8118

公共交通機関のご案内

- ア** 東京メトロ「銀座駅」 A12 出口 徒歩3分
- イ** 東京メトロ「東銀座駅」 A2 出口 徒歩3分
- ウ** 都営地下鉄「東銀座駅」 A7・A8 出口 徒歩2分
- 銀座四丁目交差点より徒歩4分



平和紙業株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川1-22-11
Tel. 03-3206-8501
<https://www.heiwapaper.co.jp/>



UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。